

➤ 連帯保証人になれる方

貸付が決定した場合は、連帯保証人が2人以上必要となります。  
連帯保証人になれる方は以下のとおりです。

(ア) 法定代理人（親権者である父母）

(イ) 別住所で独立した生計を営み、債務返済能力のある方

(イ) については、次のいずれかに該当する方とします。

(1) 奨学生の父母以外の4親等以内の成年親族で、65歳未満の人。

(2) 奨学生の4親等以内の親族でない成年のうち、65歳未満の人。

(3) 奨学生の4親等以内の成年親族で、65歳以上の人。

連帯保証人のうち、1人は法定代理人以外の者に限ります。

例えば、連帯保証人を親権者である父1名と親権者である母1名のみの合計2名とすることはできません。（法定代理人以外の者がいないため。）

また、債務返済能力を確認する書類として次のいずれかの書類を提出いただきます。

- ・ 所得証明書：（給与所得者）年間収入 $\geq$ 月賦返還額 $\times$ 12月+300万円  
（事業所得者）年間所得 $\geq$ 月賦返還額 $\times$ 12月+200万円
- ・ 預貯金残高証明書：預金残高 $\geq$ 貸付予定総額
- ・ 固定資産評価証明書：評価額 $\geq$ 貸付予定総額